

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市病児・病後児保育事業

2 契約の相手方

医療法人 順心会 外 19 事業者

3 随意契約理由

本市の病児・病後児保育事業は、保護者が就労している場合等において、保育所に通所している児童及びそれと同様の状況にある児童（小学校修了までの児童を含む）が病気の際に、自宅での保育が困難で、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭で保育ができない期間（原則として1週間）、昼間その児童を預かる事業であり、「大阪市こども・子育て支援計画」（以下「計画」という。）に基づき、拡充を図っていくこととしている。

計画（第1期）では、令和元年度末において、年間40,953人日のニーズに対応できるよう事業を拡充することとしており、実施施設数は公立9施設、民間24施設となり、年間40,903人日の提供体制を確保した。しかしながら、計画上の目標には到達しておらず、また、第2期計画（令和2年度～6年度）においては43,360人日の確保を必要としていることから、現在の実施施設での事業を継続した上で、さらに実施施設を拡充してニーズに対応する必要がある。

民間施設（※）の25施設（内1施設休止中）については、引き続き「大阪市病児・病後児保育事業」の実施施設として事業を委託することで、安定かつ継続的な事業実施による市民サービスの確保が期待できる。

したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、医療法人順心会外19事業者と随意契約する。

（※）本事業については、平成6年の事業創設時には事業実施施設が乳児院又は医療機関に付設された施設に限定されていたことから、個別に開設を要請し、拡充を図ってきた。その後、児童養護施設に対象が拡大されたことを受け、児童養護施設を対象に開設を要請したところ、現在の施設から承諾があり実施している。その後、保育所に対象が拡大されたため大阪市私立保育園連盟を通じて募集するなどし、現在実施している保育所から応募があった。

平成23年度からは、病児保育の専門的な観点から、病中の児童に対する保育計画や、病児保育における安全管理体制を含めた保育環境の提供などにおいて、民間事業者の手法や提案を取り入れ、本事業を一層充実させ、市民サービスの向上を図るため、保育や保育環境など、専門的知識を有する複数の外部有識者による議論・意見交換を経て事業者を決定する、公募型プロポーザル方式により委託事業者の選定を行うこととした。

平成23年度以降に開設した12施設及び令和3年度に病後児対応型から病児対応型に変更した1施設については、外部委員の意見聴取を経て決定した事業者である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 包括審議

本案件については令和4年3月17日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

6 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課（電話 06 - 6208 - 8112）

随意契約理由書

1 案件名称

市立幼稚園ホームページ運用業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社長 谷口充

3 随意契約理由

学校園のホームページは、学校園に係る情報を公開することにより、学校園、家庭及び地域が情報を共有するとともに、協働体制を確立し、開かれた学校園づくりに資することを目的とし、情報発信を行っている。

現在、市立幼稚園のホームページの運用は、学校園のネットワークである、「にぎわいねっと」を活用して実施しているが、「にぎわいねっと」の運用が令和3年度末に終了することに伴って、市立小・中学校と同様に校務支援システムを活用したコンテンツに移行するための構築等を行っている。

校務支援システムは、日本電気株式会社よりサービス提供されており、現在構築中のコンテンツも同事業者が行っている。そのプログラム等具体的な内容は、他業者には知りえないものであるため、日本電気株式会社の本業務を行うことができる唯一の業者である。

以上の理由により、本案件について地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により日本電気株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課（幼稚園運営企画グループ）

（電話 06-6208-8165）

随意契約理由書

1 案件名称

韮幼稚園エレベーター設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

東芝エレベーター株式会社 関西支社
支社長 松下 徳文

3 随意契約理由

(業者選定理由)

昇降機設備については、「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」により性能維持と安全運行を図るため、1か月以内毎に点検・清掃その他必要に応じて整備・補修を行うことを義務付けられている。

昇降機設備は、各製造会社により製造・規格及び仕様が異なるため、その保守管理については、技術の熟練度・経験・保守機材の確保などを考慮すると、製造・設置会社以外では実施できない。

以上の理由から本委託業務を地方自治法第167条の2第1項第2号の規定により当該エレベーターの製造・設置会社である上記業者に特名随意契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課幼稚園運営企画グループ
(電話番号 06-6208-8165)

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度副本管理支援システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

3 随意契約理由

副本管理支援システムが日々安定的に稼働し、常に有用かつ安全なシステムであり続けるよう適切な状態を維持すること、また万が一の障害等に対する予防策及びその際の早期の復旧作業にあたっては、プログラムの仕様を細部まで理解している本システムの開発元である（株）エヌ・ティ・ティ・データ関西でなければ対応ができない。

また、本システムの運用において、システム自体は中間サーバ接続端末上に配置され、システムが使用・生成するファイルは中間サーバ接続端末及び番号制度対応ファイルサーバ内に格納されることになるが、中間サーバ接続端末及び番号制度対応ファイルサーバは本市業務システムの統合基盤上に構成されていることから、環境設定等については統合基盤の保守業者である（株）エヌ・ティ・ティ・データ関西が受託している。統合基盤環境下の保守業務にあたっては環境設定への影響がないことを確認しなければならず、環境設定そのものを熟知していることが望ましい。

以上の要件を勘案し、副本管理支援システム保守支援業務委託を受託できる事業者は（株）エヌ・ティ・ティ・データ関西以外に存在しないため、随意契約により業務委託契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部こども家庭課ひとり親等支援グループ
(電話番号 06-6208-8034)

随意契約理由書

1 案件名称 別紙1のとおり

2 契約の相手方 別紙1のとおり

3 随意契約理由

市立保育所の運営を民間委託する際には、安定的で良好な保育を継続することが重要であるのは言うまでもないが、単に安定的で良好だというだけではなく、保育所の運営に関しては児童や保護者に与える心理的な効果も重視する必要がある。例えば、受託する法人が変わる場合、これまでの保育が継続されず、保育環境や人員配置が変動することになり、内容の如何に関わらず、変化すること自体が、幼い児童や保護者への不安を与え、負担を強いることにも繋がる。そのため、本市では基本的に運営する法人を固定する方針を採っており、委託法人を選定するための募集要項においても、「良好かつ安定的な運営が行われている場合、年度ごとに契約を更新」することとしている。（なお、これまで委託してきた保育所については、外部委員で構成する「大阪市立保育所民間移管・民間委託予定者選定会議」による審査を経て、市立保育所の保育実践を引き継ぐことのできる優良な法人を選定している。また、民間委託の開始までに引継ぎ・共同保育を実施し、市立保育所の保育方針や、利用児童の家庭的背景や発達に応じた対応方法、各種専門機関、関係機関、地域等との連携なども含めた実践を丁寧な引継ぎを行うことにより、変化による不安感を与えないように配慮している。）

よって、本件はその性質上、競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、特名での業務を委託する。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 こども青少年局 保育施策部 保育所運営課（TEL06 - 6208 - 7574）

委託施設一覧

別紙1

案件名称	契約金額	履行期間	契約相手方	
			法人名称	法人所在地
大阪市立保育所運営業務(今福南保育所外2箇所)(概算契約)	462,325,928	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	社会福祉法人 みお つくし福祉会	大阪市天王寺区東高津町12番10号 大阪市立社会福祉センター内
大阪市立保育所運営業務(吉野保育所外9箇所)(概算契約)	1,242,398,469	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	社会福祉法人 なみ はや福祉会	大阪市天王寺区東高津町12番10号 大阪市立社会福祉センター内
大阪市立保育所運営業務(北恩加島保育所外1箇所)(概算契約)	222,689,809	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	社会福祉法人 晋栄 福祉会	大阪府門真市北島町12番20号
大阪市立下新庄保育所運営業務(概算契約)	137,355,626	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	社会福祉法人 和修 会	大阪府守口市寺方本通4丁目4番22号
大阪市立保育所運営業務(清水保育所外1箇所)(概算契約)	265,237,682	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	社会福祉法人 向日 葵福祉会	社会福祉法人 大阪府門真市三ツ島6丁目25番1号
大阪市立西九条保育所運営業務(概算契約)	122,592,027	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	社会福祉法人 南海 福祉事業会	大阪府高石市千代田6丁目12番53号
大阪市立田中保育所運営業務(概算契約)	134,658,815	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	社会福祉法人 淳風 会	大阪市北区大淀南2丁目5番20号
大阪市立大正北保育所運営業務(概算契約)	145,857,620	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	社会福祉法人 吹田 みどり福祉会	大阪府吹田市東御旅町5番53号
大阪市立千島保育所運営業務(概算契約)	114,404,205	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	社会福祉法人 大阪 キリスト教社会館	大阪府門真市島頭4丁目11番11号
大阪市立広田保育所運営業務(概算契約)	92,889,020	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	社会福祉法人 久栄 会	大阪市生野区巽中3丁目14番3号
大阪市立木川第2保育所運営業務(概算契約)	134,503,861	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	社会福祉法人 新よ どがわ	大阪市淀川区東三国6丁目3番46号
大阪市立矢田第3保育所運営業務(概算契約)	122,371,437	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	社会福祉法人 天宗 社会福祉事業会	大阪市平野区瓜破西2丁目10番12号
大阪市立松通東保育所運営業務(概算契約)	62,134,117	令和4年4月1日から 令和4年9月30日まで	社会福祉法人 大和 福祉会	大阪市住之江区北島3丁目15番1号
大阪市立山王保育所運営業務(概算契約)	114,380,889	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	社会福祉法人 白鳩 会	大阪府東大阪市桜町9番5号
大阪市立両国保育所運営業務(概算契約)	170,788,664	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	社会福祉法人 しん もり福祉会	大阪市旭区新森7丁目1番5号
大阪市立佃保育所運営業務(概算契約)	93,642,118	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	社会福祉法人 西淀 川福祉会	大阪府大阪市西淀川区千舟3丁目9番30号
大阪市立南江口保育所運営業務(概算契約)	85,506,772	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	社会福祉法人 南友 会	吹田市南金田2丁目18-7
大阪市立天王寺保育所運営業務(概算契約)	70,366,802	令和4年4月1日から 令和4年11月30日まで	社会福祉法人 種の 会	神戸市灘区摩耶海岸通2丁目3番14号
大阪市立高松保育所運営業務(概算契約)	82,582,983	令和4年4月1日から 令和4年11月30日まで	社会福祉法人 鶴舟 会	大阪市大正区鶴町3-3-1

随意契約理由書

1. 案件名称

令和4年度菅南幼稚園外37施設ガスヒートポンプ空調機保守点検業務委託

2. 契約の相手方

大阪瓦斯株式会社 エナジーソリューション事業部
業務部長 造座 克之

3. 随意契約理由

(業者選定理由)

ガスヒートポンプ(GHP)式空調設備は、ガスエンジンで室外機のコンプレッサーを駆動させているため、車と同様に定期的に点検する必要がある。GHPは、製造メーカーにより仕様等が異なっているため、その点検・整備は専門的知識と特殊な工具が必要となり、一般の業者ではメンテナンスができない。

また、GHP方式による空調設備では、ガス供給と機器との間に密接な関連があるため、その保守点検においては、ガス供給と機器との一体性を考慮する必要があり、ガス漏れ等不測の事態にも十分な対応が図る必要がある。

よって、ガス供給からGHPの開発・製造・施工・保守点検(点検・整備)すべてに携わっている大阪瓦斯株式会社に点検委託を行う。

以上の特名理由により、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づき、上記業者と特名随意契約を依頼する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課幼稚園運営企画グループ
(電話番号：06-6208-8166)

こども青少年局保育施策部保育所運営課
(電話番号：06-6208-8138)

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度あいりん特別保育対策事業

2 契約の相手方

社会福祉法人 石井記念愛染園

3 随意契約理由

あいりん特別保育対策事業は、あいりん地域に居住する就学前児童を対象とし、当該地域において、①保護者の傷病・入院、災害・事故、労働、職業訓練、就学、育児疲れ、放任等の理由により、緊急・一時的に保育が必要となる児童の保護・保育を行うこと、②放任されている児童に対して、大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年大阪市条例第21号)第3条第5号により、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第39条(遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項)に準ずる遊びの指導及び生活指導を行うこと、③児童の家庭を巡回訪問し、児童の指導に必要な調査及び保護者に対して児童の養育のため必要な指導、助言を行うこと、④必要に応じて保育所への入所など適切な行政措置を受けるため関係機関との連絡調整を行うことである。

本事業の実施においては、認可保育所に準じた保育サービスの提供が求められるほか、特に児童の保護という役割においては、地域に密着した情報収集と迅速な対応が求められるため、あいりん地域内にその実施拠点があることが、必要不可欠である。

上記の法人は、あいりん地域における唯一の認可保育園である「わかくさ保育園」を経営しており、同地域で、子どものための情報交換や相互支援のためのネットワーク「あいりん子ども連絡会」で中心となって活動している法人である。

したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、社会福祉法人 石井記念愛染園と随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課 (電話06-6208-8112)

6 その他

令和4年3月17日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 契約案件名

令和4年度 離婚・養育費に関する無料専門相談業務委託

2 契約相手方

大阪弁護士会 会長 田中 宏

3 随意契約理由

本事業は、離婚・養育費に関する法律的な知識を要する専門的な内容の相談に応じられる体制を整えるため、法的専門知識を有する弁護士に依頼して、市民からの相談に対してアドバイスを行うものであり、その履行にあたっては、一定数の弁護士を確保し、また、予定していた担当弁護士が急遽対応不可能になった場合の代替要員を手配するなどの不測の事態にも対応する必要がある。

一方、大阪弁護士会は、弁護士法第31条第2項に基づいて設立された弁護士の指導・連絡・監督などの事務を行なう強制加入団体で大阪を所管する唯一の団体であり、弁護士紹介制度を無料で実施しており、受付弁護士が事案の内容などをヒアリングし、弁護士の紹介を実施するというノウハウを有している。

また、大阪弁護士会は大阪を主要な活動地域としている4,000名を超える弁護士が加入しており、不測の事態にも安定的に対応できる唯一の団体である。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、大阪弁護士会と特名随意契約を締結する。

本事業の履行にあたっては、一定数の弁護士を確保し、また、予定していた担当弁護士が急遽対応不可能になった場合の代替要員を手配するなどの不測の事態にも対応する必要があり、確実に遂行するためには、大阪を主要な活動地域としている4000名を超える弁護士が加入している大阪弁護士会に委託することがより妥当である。

また、本事業について相談案件によっては継続相談が見込まれることになり、その受託による利益を目的とした不適切な入札を招きかねない懸念が生じる。しかしながら、大阪弁護士会は法律相談に赴く担当弁護士が継続的な法律相談受任を直接行わない体制を構築しており、受託利益を想定した不適切な法律相談が排除できる。よって、弁護士法第31条第2項に基づいて設立された弁護士の指導・連絡・監督などの事務を行なう強制加入団体であり、大阪を所管する大阪弁護士会に委託することで公共性や公平性などが担保できるため

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課（電話： 06 -6208 -8034 ）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度大阪市発達障がい児等特別支援教育相談事業委託（概算契約）

2 契約の相手方

一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会 会長 川田 長嗣

3 随意契約理由書

本業務は、障がいのある子どもに対しては、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症など、障がいの多様性を十分認識したうえで、生活面での特別な教育的支援を必要とする子どもたちに対する早期対応が求められている。これらの障がいを背景として、学齢期に不適応を起こす子どもも少なくない状況にあり、幼児期のうちに保護者や幼稚園教諭などが、子どもの特性に気づき、適切な支援策を講じることが何よりも大切である。年々変化する私立幼稚園の現状や課題及び保護者等の利用者ニーズを把握した高い専門性やノウハウ（特別支援対応、幼児保健、幼児教育等）が蓄積された事業者の提案を取り入れる事により、より効果的に適切な助言・指導、地域で子育て中の保護者等の子育てに関する負担感・不安感を解消することができるものであり、また、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会の評価点が基準点より高く、契約相手方として適当であるとのことであったため、その意見を踏まえ、一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 保育・幼児教育センター（電話番号 06-6952-0173）

特名随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 養子縁組里親支援事業業務委託

2 契約の相手方

公益社団法人 家庭養護促進協会

3 随意契約理由

(1) 業者選定理由

本事業においては、里親委託や養子縁組の業務の性質上、きわめて高度の専門性と実績を必要とし、こども相談センターと密接に連携して事業を行う必要がある。

公益社団法人家庭養護促進協会は、里親探し専門の民間の児童福祉団体であり、大阪府内において、法律に定める民間あっせん機関の許可を受け養子縁組斡旋・里親委託に取り組んでおり、こども相談センターとの連携機能を十分有している唯一の団体であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、本事業を公益社団法人家庭養護促進協会に委託するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局中央こども相談センター里親子包括支援室

(電話番号 06 - 4301 - 3156)

特名随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 里親等相互交流支援事業

2 契約の相手方

大阪市里親会

3 随意契約理由

(1) 業者選定理由

大阪市里親会は、里親同士が交流し悩みや相談も分かち合いながら受託児童の養育の向上を図ることを目的として結成された団体であり、大阪市認定の養育里親のほとんどが会員となっている唯一の団体である。

本事業については、里親制度を理解しているだけでなく、里親等が一人で養育の悩みを抱え込み孤立することのないよう、当事者にしか分からない養育上の悩み等を把握し、定期的な交流を行って当事者同士の繋がりを築きながら、養育技術の向上を図っていくことが必要である。大阪市里親会は当事者の立場から事業を実施できる唯一の団体であり、地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当するため特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局中央こども相談センター里親子包括支援室
(電話番号 06 - 4301 - 3156)

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度大阪市幼稚園等教員研修事業委託

2 契約の相手方

一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会 会長 川田 長嗣

3 随意契約理由書

保育・幼児教育センターでは、幼児教育の振興・充実のために、幼児と日頃接する教員の豊かな感性や幅広い知識が必要不可欠であるという観点から、教員等の資質向上の機会となるよう、必要かつ効果的な研修を実施している。

大阪市内の幼稚園等（私立幼稚園、市立幼稚園、認定こども園）については、幼児の発達や連続性を踏まえた幼児教育を展開しているが、子ども・子育て支援関係の人材需要の急速な増加等により、幼児教育の質を支える教員等の人材確保、定着が喫緊の課題となっており、継続した人材育成が求められている。

このような状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策を実施しながら、幼児教育の専門性を磨く研修や組織強化を目的とした研修、教育・保育の実践等に関する研修をより効果的に実施する必要がある。

また、幼稚園等の現状や課題を把握し、また高い専門性及びノウハウが蓄積された事業者から提案を受け、その中で最も優れた提案を行う事業者と本市と共同で仕様書の内容を決定していく中で人材育成に対するより高い成果を効果的に得るため、単に価格による競争入札を行うのではなく、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会の評価点が基準点よりも高く、契約相手方として適当であるとのことであったため、その意見を踏まえ、一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局保育・幼児教育センター（電話番号 06-6952-0173）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和4年度大阪市中央こども相談センター昇降機保守点検業務委託
- 2 契約の相手方
日本オーチス・エレベータ株式会社西日本支社
支社長 黒田 昌行
- 3 随意契約理由
昇降機設備については、建築基準法並びに関係法令により性能維持と安全運行を図るため、1ヶ月以内毎に点検・清掃その他必要に応じて整備・補修を行うことが義務付けられている。
昇降機設備は、各製造会社により構造・規格及び仕様が異なるため、その保守管理については、機材の確保・互換性を考慮すると、昇降機の製造会社あるいはそのサービス会社以外では実施できない。
したがって、本委託業務を地方自治法第167条の2第1項第2号の規定により当該昇降機の製造・設置会社である日本オーチス・エレベータ株式会社に特名随意契約により委託するものである。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署
こども青少年局中央こども相談センター管理担当
(電話番号 06-4301-3146)

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和4年度大阪市北部こども相談センター昇降機保守点検業務委託
- 2 契約の相手方
フジテック株式会社
- 3 随意契約理由
昇降機設備については、建築基準法及び関係法令により性能維持と安全運行を図るため、1か月以内毎に点検・清掃その他必要に応じて整備・補修を行うことが義務付けられている。
昇降機設備は、各製造会社により構造や規格が異なるため、その保守管理については、機材の確保・互換性を考慮すると、昇降機の製造会社あるいはそのサービス会社以外では実施できない。
したがって、本委託業務を地方自治法第167条の2第1項第2号の規定により当該昇降機の製造・設置会社であるフジテック株式会社に特名随意契約により委託するものである。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
こども青少年局中央こども相談センター管理担当
(電話番号 06-4301-3146)